

附 則

(消防用設備等の技術上の基準の適用について)

第 1 本予防事務審査基準以外の基準については、次に掲げるものを適用する。

- (1) 消防庁発通達
 - (2) 予防事務審査・検査基準 (東京消防庁監修)
 - (3) スプリンクラー設備設計・工事基準書 ([一社] 日本消火装置工業会)
 - (4) 自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備工事基準書 ([一社] 日本火災報知機工業会)
 - (5) 屋内消火栓設備等設計・工事基準書 ([一社] 日本消火装置工業会)
 - (6) 泡・水噴霧消火設備設計・工事基準書 ([一社] 日本消火装置工業会)
 - (7) 不活性ガス消火設備設計・工事基準書 ([一社] 日本消火装置工業会)
 - (8) ハロゲン化物消火設備設計・工事基準書 ([一社] 日本消火装置工業会)
 - (9) 粉末消火設備設計・工事基準書 ([一社] 日本消火装置工業会)
- (施行期日等)

第 2 この予防事務審査基準は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

なお、従前の防火対象物については、従前の規定を適用する。ただし、既存の防火対象物で、現に消防法令に違反しているもの及び指導中のものについては、本基準を適用して差し支えない。

附 則 (平成 16 年 4 月 1 日消消第 4 号)

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 5 月 1 日消消第 37 号)

この基準は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 16 日消消第 1 号)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) 並びに消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令 (平成 26 年総務省令第 80 号) に係る内容については、当該政令及び省令の施行日から施行する。